

## 森林の集積・集約化推進モデル事業補助金実施要領

令和7年3月28日付け6森政第583号 林務部長通知

### (趣旨)

第1 この要領は、森林の集積・集約化推進モデル事業補助金交付要綱（令和7年3月28日付け6森政第582号林務部長通知。以下「要綱」という。）、森林境界明確化支援マニュアルに定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助要件等)

第2 要綱第3に規定する事業の種類ごとの実施基準等については、別表のとおりとする。

### (事業計画等)

第3 要綱第4に規定する事業計画については、森林の集積・集約化推進モデル事業計画書（様式第1号）（以下、事業計画書という。）によることとする。

2 地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項の事業計画が提出された場合は、林務部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

3 部長は、前項の規定による事業計画の協議があり、内容が適当と認められるときは、局長に同意するものとする。

4 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業計画の承認を行うものとする。

### (内示)

第4 部長は、第3第3項により同意をする事業に関して、毎年度の予算措置の状況を勘案して、局長に対し、補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の内示があったときは、補助事業者に対し、補助金額の内示をするものとする。

### (交付決定前着手)

第5 補助事業者は、第7第2項の補助金の交付決定及び第8第3項の補助金の変更交付決定の前に補助事業に着手することはできない。ただし、第3第1項の事業計画書（様式第1号）又は第8第1項の森林の集積・集約化推進モデル事業変更計画書兼補助金変更交付申請書（様式第4号）（以下、事業変更計画書という。）を局長提出後に第4の内示を局長から受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の前に補助事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

(1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けること。

(2) 事業の性格上、特に長期間を要すること。

(3) 他の事業に関連し、交付決定前に着手する必要があること。

2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、森林の集積・集約化推進モデル事業（変更）早期着手協議書（様式第8号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による協議があったときは、速やかに部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の協議書の提出があり、第1項ただし書に該当し、適当と認めるときは、同意するものとし、その旨を局長に通知する。

5 局長は、前項の通知があった時は、森林の集積・集約化推進モデル事業（変更）早期着手同意書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

なお、必要に応じて、次の条件を付するものとする。

- (1) 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金交付決定の時に変更することがあること。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更を行わないこと。

### (補助金額)

第6 補助金額を算出するための計算式及び端数処理は、次により行うものとする。

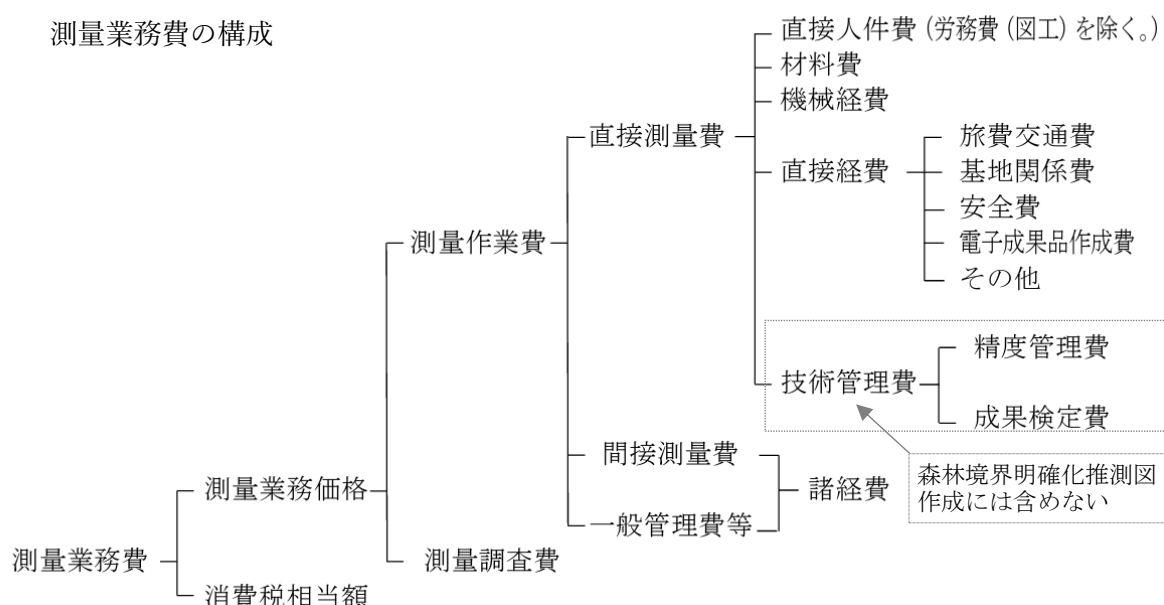
補助対象事業費（千円未満切捨）×補助率＝補助金額（千円未満切捨）

2 事業主体が請負に付して実行した経費（以下「実行経費」という。）を補助対象事業費とする。

(1) 設計による場合

森林境界明確化支援マニュアルの歩掛等により、市町村が、請負に付して実行する場合には、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成28年3月31日付け 27 林野計第 352 号林野庁長官通知）」の積算体系に準ずることができるものとする。

#### 測量業務費の構成



(注) 測量業務費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

(2) 見積による場合

現場条件等により、(1)により難しい場合は、2者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

### (補助金の交付)

第7 第4の内示を受けた補助事業者は、県交付要綱第5に規定する森林の集積・集約化推進モデル事業補助金交付申請書（様式第2号）に収支予算書（様式第2-2号）を添付し、局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、様式第3号により、補助金の交付を決定するものとする。

### (補助金変更交付等)

- 第8 補助事業者は、要綱第6第1項第1号に規定する変更（以下「重要な変更」という。）をする必要が生じたときは、事業変更計画書（様式第4号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の申請があり、必要と認めた場合には、森林の集積・集約化推進モデル事業の変更協議書（様式第5号）により部長に協議を行い、部長はやむを得ないと認めた場合は、森林の集積・集約化推進モデル事業の変更同意書（様式第6号）により同意するとともに、必要に応じ補助金の変更内示をするものとする。
- 3 局長は、前項の同意があった場合は、補助事業者に変更の承認をするとともに、必要に応じ補助金の変更交付決定（様式第3号）を行うものとする。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する重要な変更以外の変更が生じた場合には、森林の集積・集約化推進モデル事業変更届（様式第7号）を局長に提出するものとする。
- 5 局長は、前項の報告により補助金額に変更がある場合は、必要に応じて変更内示をするものとする。
- 6 補助事業者は、前項の規定により局長から変更内示があったときは、事業変更計画書（様式第4号）を提出するものとする。
- 7 局長は、前項の規定により補助事業者から補助金変更交付申請書の提出があったときは、補助金の変更交付決定（様式第3号）を行うとともに、速やかに部長に報告するものとする。

### (中止等)

- 第9 補助事業者は、要綱第7の規定により補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、森林の集積・集約化推進モデル事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、森林の集積・集約化推進モデル事業期間延長承認申請書（様式第11号）を局長に提出するものとする。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しないときであって、重要な変更をする場合は、事業変更計画書（様式第4号）の提出により代えることができるものとする。
- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じ調査を行い、調査の結果、第7第2項の規定により交付決定した補助金額の変更が生ずる場合は、調査結果を付して部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったとき、又は第7第2項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合は、補助事業者に対し中止等を承認するものとする。

### (実績報告)

- 第10 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第9の規定により森林の集積・集約化推進モデル事業実績報告書（様式第12号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の実績報告書の提出があったときは、職員を指定して、次に掲げる書類の調査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。
- (1) 予算書及び決算書
- (2) 契約、支払い関係書類
- (3) その他必要と認められる書類
- 3 局長は前項の調査を行ったときは、森林の集積・集約化推進モデル事業調査調書（様式第13号）を作成するものとする。

また、市町村は必要に応じて、林地台帳等の反映を行うと共に、局長に森林簿、森林計画図の電子データ等を提出し、反映するものとする。

- 4 現地の作業が完了している場合であって、次の(1)～(2)のいずれかに該当し、補助事業者から事前調査依頼書(様式第 13-2 号)の提出があったときは、実績報告の受理前であっても、局長は、第 2 項に規定する現地調査に準じた事前調査を行うものとする。

(1) 積雪や下方道路の通行止め等により現地確認が困難になると見込まれる場合

(2) その他、早期に現地確認が必要と認められる場合

- 5 局長は前項の調査を行ったときは、森林の集積・集約化推進モデル事業調査調書(様式第 13 号)を作成するものとする。

#### (補助金の額の確定)

- 第 11 局長は、第 10 第 2 項の調査の結果に基づき、補助金の額の確定(様式第 14 号)をするものとする。

2 補助金額は、補助対象経費の千円未満を切捨て、補助率を乗じて算定するものとする。

#### (補助金の請求)

- 第 12 要綱第 10 に規定する補助金交付の請求を行おうとするときは、森林の集積・集約化推進モデル事業補助金交付(概算払)請求書(様式第 15 号)を局長に提出するものとする。

2 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金相当額の 10 分の 9 以内の額とする。

#### (実施報告)

- 第 13 局長は、補助金支払い完了後、森林の集積・集約化推進モデル事業実施報告書(様式第 16 号)を事業実施の翌年度の 5 月 10 日までに、部長に提出するものとする。

#### (消費税仕入控除税額の報告)

- 第 14 補助事業者は、要領第 11 第 1 項の規定により実績報告(様式第 12 号)書を提出した後に、において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、又は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入額控除税額の返還があった場合には、要綱第 11 第 2 項に規定により、消費税仕入控除税額報告書(様式第 17 号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、補助事業者から前項に規定による消費税仕入控除税額報告書(様式第 17 号)の提出があった場合には、速やかに部長に報告するとともに、補助事業者に対して返還命令を行うものとし、補助事業者は、局長による返還命令を受けてその返還額の全額又は一部を返還するものとする。

3 局長は、第 1 項の規定による消費税仕入控除税額報告書(様式第 17 号)の提出があった場合及び第 2 項の規定による返還命令を行った場合は、その旨を部長に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和 7 年度の事業から適用する。

(別表) (第2関係) 森林境界推測図(素図)の作成内容

| 補助事業の種類                     | 実施項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 机上推測図型                    | ① 計画準備<br>② 資料収集整理 及び 法務局データ変換・構造化(公図スキャニングを含む)<br>③ 森林境界筆界素図データ作成<br>④ 森林境界筆界想定図 地番・森林簿データ等関連情報入力<br>⑤ 林地台帳(課税台帳情報)※との突合<br>⑬ 森林境界推測図の作成<br>⑭ 成果品(報告書作成・GISデータ)<br>⑮ 打合せ協議 等に要する経費                                                                                                                                                                |
| 2 現地推測図型<br>(現地測位を<br>含まない) | ① 計画準備<br>② 資料収集整理 及び 法務局データ変換・構造化(公図スキャニングを含む)<br>③ 森林境界筆界素図データ作成<br>④ 森林境界筆界想定図 地番・森林簿データ等関連情報入力<br>⑤ 林地台帳(課税台帳情報)※との突合<br>⑥ 現地精通者との調整<br>⑦ 現地確認・調査<br>⑧ 森林境界推測図(案)の作成<br>⑨⑩ 森林所有者説明会の実施・同意書の取得(1回・2回)<br>⑬ 森林境界推測図の作成<br>⑭ 成果品(報告書作成・GISデータ)<br>⑮ 打合せ協議 等に要する経費                                                                                 |
| 3 現地推測図型<br>(現地測位を<br>含む)   | ① 計画準備<br>② 資料収集整理 及び 法務局データ変換・構造化(公図スキャニングを含む)<br>③ 森林境界筆界素図データ作成<br>④ 森林境界筆界想定図 地番・森林簿データ等関連情報入力<br>⑤ 林地台帳(課税台帳情報)※との突合<br>⑥ 現地精通者との調整<br>⑦ 現地確認・調査<br>⑧ 森林境界推測図(案)の作成<br>⑨⑩ 森林所有者説明会の実施・同意書の取得(1回・2回)<br>⑪ 補備調査の実施・GNSS等による現地測位<br>⑫ 森林境界推測図の筆界修正・編集<br>⑬ 森林境界推測図の作成<br>⑭ 成果品(報告書作成・GISデータ)<br>⑮ 打合せ協議<br>⑯ 関係機関協議資料作成・関係機関打ち合わせ協議 等に要する経費      |
| 4 完全型                       | ① 計画準備<br>② 資料収集整理 及び 法務局データ変換・構造化(公図スキャニングを含む)<br>③ 森林境界筆界素図データ作成<br>④ 森林境界筆界想定図 地番・森林簿データ等関連情報入力<br>⑤ 林地台帳(課税台帳情報)※との突合<br>⑥ 現地精通者との調整<br>⑦ 現地確認・調査<br>⑧ 森林境界推測図(案)の作成<br>⑨⑩ 森林所有者説明会の実施・同意書の取得(1回・2回)<br>⑪ 補備調査の実施・GNSS等による現地測位<br>⑫ 森林境界推測図の筆界修正・編集、地積測定<br>⑬ 森林境界推測図の作成<br>⑭ 成果品(報告書作成・GISデータ)<br>⑮ 打合せ協議<br>⑯ 関係機関協議資料作成・関係機関打ち合わせ協議 等に要する経費 |

- ※ 実施項目の番号は、市町村森林境界明確化支援マニュアルの手順項目の番号に該当  
(作業の詳細を確認のこと)
- ※ 必要に応じて、空中写真の撮影・オルソ化、林相区分図の作成、森林資源量単木解析の実施  
を検討すること。
- ※ 1～4は、計画地域全てを実施すること。⑥、⑦は、対象面積の過半以上を完成させたが、調整が  
うまくいかなかった場合等、残った森林がある場合はその経緯をまとめた書類を市町村長に提出す  
ることで、積算基礎森林とすることができる(地域活動支援交付金と類似の扱いとする。)]